

地域主権推進大綱（素案）

地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするための改革である。すなわち、住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものとして位置付け、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」に基づき、国と地方が適切に役割を分担しながら、我が国が直面する様々な課題に対応できるよう、この国の在り方を転換するものである。

平成 21 年 11 月に設置された地域主権戦略会議が中心となり、「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）に基づき、これまで、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、出先機関の原則廃止（抜本的な改革）、ひも付き補助金の一括交付金化等の分野で地域主権改革の取組を進めてきた。

義務付け・枠付けの見直しは、地域の実情に応じて地方公共団体の自らの判断と責任において行政を実施できる仕組みに改める改革であり、これまでに第 1 次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号））、第 2 次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号））が成立し、全国の地方公共団体の議会が地域の特性に応じた特色ある条例を制定することにより、その地域ならではのきめ細かな住民サービスの提供など、新しい動きが既に始まっている。

基礎自治体への権限移譲は、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするための改革である。第 2 次一括法の成立により、都道府県の権限の基礎自治体への移譲を具体的に進めてきた。

出先機関の原則廃止（抜本的な改革）は、国の出先機関の事務・権限を地方公共団体に移譲することなどにより、地方公共団体が地域における行政を自主的かつより総合的に実施できるようにするための改革であり、「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」（以下「アクション・プラン」という。）」（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）等に基づき、移譲に向けた様々な取組を進めている。

ひも付き補助金の一括交付金化は、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下行われる改革であり、平成 23 年に「地域自主戦略交付金」等を創設した。

また、国と地方が、地方に関する重要政策等について協議する「国と地方の協議の場」は法律で位置付けられることになり、様々な政策課題について活発に協議が行われてきている。

このように、地域主権改革は着実に具体的な成果を上げてきており、義務付け・枠付けの見直しのように、実際に国民生活に直結するサービスの向上につながる改革もその姿が現れ

てきている。

地域主権改革は、地方公共団体の自主性及び自立性を拡大することにより、地方公共団体が地域の実情に応じた行政サービスを提供し、国民生活の充実・向上に役立てることを目的として行うものであり、今後も各分野の取組を継続的かつ積極的に進めていく必要がある。

今後更に地域主権改革を前に進めるに当たっては、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあること及び住民により身近な基礎自治体を重視すること等、この取組の原点を改めて十分に踏まえることが大切である。

このたび、「地域主権戦略大綱」に基づくこれまでの取組成果を踏まえ、地域主権改革の一層の推進を図るため、「地域主権推進大綱」（以下「本大綱」という。）を策定することとした。

本大綱は、「地域主権戦略大綱」で定めた改革の意義や理念等を踏まえ、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするものである。

第1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

1 これまでの取組と成果

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくことで、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現することを目指すものである。

これまでの見直しでは、地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月8日）（以下「第2次勧告」という。）で見直しの検討対象とされた4,076条項については、同委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で特に問題があると提示された「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」の3分野（1,216条項）のうち、許容類型に該当せず見直すべきとされたもの（889条項）を対象に、政務折衝を経て整理、検討を行った結果、「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日）及び「地域主権戦略大綱」を閣議決定した（第1次・第2次見直し。636条項）。あわせて、第2次勧告で示された条項以外についても、地方債協議制度や地方から国等への寄附禁止規定などを見直すこととし、これらに基づく第1次一括法は平成23年4月28日に、第2次一括法は同年8月26日に成立した。

さらに、第2次勧告で見直すべきとされた条項の中から、「地方からの提言等に係る事項」、「通知・届出・報告、公示・公告等」及び「職員等の資格・定数等」の3分野（1,212条項）を対象に、許容類型に該当せず見直すべきとされたもの（363条項）について、整理、検討を行った結果、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日）を閣議決定した（第3次見直し。291条項）。このうち、法律の改正により措置すべき事項については、第3次一括法案（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を

図るための関係法律の整備に関する法律案)を、第180回国会に提出した。

これまでの3次にわたる見直しにより、第2次勧告の見直し検討対象4,076条項のうち、約6割の2,428条項を検討の対象とし、また、地方からの提言等に係る事項は全て検討の対象とする等、地方分権改革推進委員会で検討された事項の着実な見直しを行い、地方公共団体の自主性の強化、自由度の拡大を図っている。

第1次一括法及び第2次一括法に係る義務付け・枠付けの見直しについては、平成24年4月までに全て施行され、これまで法令により全国画一的に定められていた公営住宅の入居・整備基準、道路の構造に関する基準、保育所の設備・運営に関する基準など施設・公物設置管理の基準等を条例に委任することにより、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進んでいる。

2 今後の課題と進め方

(1) 第1次一括法・第2次一括法の円滑な施行等

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大により、子育て支援や地域活性化など地域特有の問題の解決、きめ細かな住民サービスの提供、既存ストックの有効活用など効率的な予算執行、地方議会の審議の活性化などが期待されている。地方公共団体は、地域主権改革の趣旨を踏まえ、これまで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の制定や、適切な施策等を行うことにより、地域主権改革の成果を国民、住民に分かりやすい形で具体化させることが重要となる。国は、地方公共団体による地域主権改革の実践を後押しすべく、2次にわたる一括法に基づいて制定される条例など、先行する地方公共団体の情報提供等を積極的に行うこととする。

また、第180回国会に提出した第3次一括法案の早期成立を図るとともに、法案成立後は関係府省において速やかに条例制定等に必要となる政省令の制定を行うこととする。

(2) 今後の義務付け・枠付けの見直し

第2次勧告で見直しの検討対象とされた4,076条項のうち、これまでの見直しで対象とならなかった1,648条項については、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項、新たに設けられた規定等地方分権改革推進委員会の勧告の対象とならなかった事項と併せて、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、第4次見直しを進めている。

また、国の条例制定基準のうち、「従うべき基準」(条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの)については、第1次一括法附則第46条等に則り、施行の状況等を勘案し、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

なお、将来的にも義務付け・枠付けの見直しの実効性を担保するため、各府省においては、以下のとおり対応するものとする。

- ・ 地方公共団体が地域の特性に対応できるよう、法律又は政令により自治事務について事務の処理又はその方法の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、地方公共団体相互間又は地方公共団体と国等との協力に係る事項であって全国的に統一して定めることが必要な場合等必要最小限のものとする。この場合において、当該事務の処理又はその方法の義務付け・枠付けに関し基準を定めるときは、法律又はこれに基づく政令で定めるところにより、条例で可能な限り当該基準を変更することができるようにするものとする。また、法定受託事務についても、その目的を達成するために必要最小限の義務付け・枠付けとするよう努めるものとする。
- ・ 地方公共団体に対する新たな義務付け・枠付けについて、必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行うとともに、地域主権戦略会議の求めに応じ、情報提供など必要な協力を行うこととする。なお、地域主権戦略会議は、情報提供された義務付け・枠付けに対し、上述の方針に照らして、必要に応じ、所管府省に対して意見を述べるものとする。また、総務省は、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの新設について厳格なチェックを行う。
- ・ 国における施策の立案段階で地方公共団体の意見が反映される仕組みを確保することが重要であることから、事前情報提供制度（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 3 第 5 項）の趣旨を十分に踏まえ、対象となる施策の立案について、地方公共団体の全国的連合組織への情報提供を徹底することはもとより、当該連合組織の意見を踏まえた法律案の修正等が可能な時期に情報提供されることが重要であり、例えば、法律案について、審議会等の答申を受けた場合、当該答申を踏まえて法案化する旨を当該答申とともに通知する等、情報提供の時期や方法については、適切な対応を行うこととする。

第 2 基礎自治体への権限移譲

1 これまでの取組と成果

地域主権改革においては、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。

これまでの見直しでは、地方分権改革推進委員会第 1 次勧告（平成 20 年 5 月 28 日）（以下「第 1 次勧告」という。）において、基礎自治体へ権限移譲すべきとされた全ての事務（384 条項）について、「補完性の原則」に基づき、政府を挙げて検討を行い、「地域主権戦略大綱」を閣議決定した（251 条項）。この「地域主権戦略大綱」に基づく第 2 次一括法等が成立したことにより、所要の法令の整備が行われ、その多くは、平成 24 年 4 月から施行されている（22 条項は平成 25 年 4 月施行）。

平成 24 年度に移譲された事務については、地方交付税による所要の財源措置を行うとともに、所管府省から、移譲事務の内容や取扱い、留意点等について都道府県及び市町村に対し周知・助言をしたほか、都道府県に対して職員の派遣を含む必要な支援に努めるよう要請してきた。

2 今後の課題と進め方

第 2 次一括法等に基づく基礎自治体への権限移譲を円滑に進めるため、国は市町村に対して、引き続き地方交付税や国庫補助負担金などに関し所要の財源措置を行うとともに、移譲事務の内容や取扱い、留意点等について確実な周知・助言を行うほか、市町村からの照会や相談に適切に対応していく。都道府県は、市町村への助言、職員の派遣、推進体制の構築を始めとする環境整備など、円滑な事務の移譲を図っていく。なお、それぞれの基礎自治体が、自らの置かれた現状や今後の動向等を十分に踏まえつつ、機関等の共同設置や、近隣自治体との一部事務組合や広域連合の設置、事務委託制度の活用など、必要に応じた自治体間連携を図っていくことも考えられる。

今後の基礎自治体への権限移譲については、第 1 次勧告のうち残された事務等について、地方からの提案に応じ、検討を進めていく。また、第 30 次地方制度調査会において都道府県から指定都市、中核市、特例市及び特別区への事務の移譲について議論が行われていることから、その結論を踏まえ、適切に移譲を図る。あわせて、都道府県の条例に基づき市町村に事務を移譲する事務処理特例制度の更なる積極的な活用を図ることとする。

第 3 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

1 これまでの取組と成果

「地域主権戦略大綱」に基づき、平成 22 年 12 月 28 日にアクション・プランを閣議決定した。

アクション・プランでは、国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、地域における行政を地方公共団体が自主的かつより総合的に実施できるようにすることを基本理念に、（１）出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲する取組、（２）地方公共団体が特に移譲を要望している事務・権限（直轄道路、直轄河川、公共職業安定所（ハローワーク））に係る取組及びこれら以外の事務・権限に係る取組について、具体的な工程を明らかにした。

これらの取組を円滑かつ速やかに実施するための仕組みとして、地域主権戦略会議の下に「アクション・プラン」推進委員会及び人材調整準備会合をそれぞれ平成 23 年 1 月及び同年 7 月に設置し、これらの会合を累次にわたって開催するなどにより、検討を進めてきているところである。

（１）出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、第 16 回地域主権戦略会議（平成 24 年 4 月 27 日開催）で了承された「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」に基づき法案化作業を進めてきた。

（２）地方公共団体が特に移譲を要望している事務・権限及びこれら以外の事務・権限

地方公共団体が特に移譲を要望している事務・権限とそれ以外の事務・権限に係る取組については、「アクション・プラン」推進委員会の下に検討チームを設置し、会合を開催するなどにより検討を進めている。

特に公共職業安定所（ハローワーク）については、希望する地方公共団体において、当該地方公共団体の主導の下、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う相談業務等を一体的に実施する取組を進めており、平成 24 年〇月〇日現在で既に〇道府県及び〇市区町で当該取組が開始されている。また、〇の地方公共団体からの提案について、厚生労働省と当該地方公共団体との間で協議中である。さらに、ハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行うための取組として、平成 24 年秋に「ハローワーク特区」を設け、「ハローワーク浦和」及び「ハローワーク佐賀」を対象に当該取組を開始している。

2 今後の課題と進め方

アクション・プランを基本としつつ、以下に掲げる方針により取組を推進する。

（１）出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲

移譲対象出先機関や制度を利用できる主体、事務・権限の移譲の手續や移譲に伴う措置、移譲のための推進体制などを定めた出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を実現するための法案を、基礎自治体等関係団体の理解を得るための取組等も進めつつ、国会に提出する。

人員の移管、財源措置等に係る必要な準備を進め、できる限り早期に事務・権限が移譲されることを目指す。

（２）地方公共団体が特に移譲を要望している事務・権限

① 直轄道路・直轄河川

一般国道及び一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する道路及び一の都道府県内で完結する水系に属する河川については原則移管することを基本とし、国と都道府県・指定都市（河川にあっては、国と都道府県）との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る道路及び河川を国と都道府県・指定都市（河川にあっては、国と都道府県）との間で確認し、積極的に取り組んでいく。

移管に際しては、広域的に移動する道路利用者の視点や河川管理は国民の生命・財産に影響を与えかねないものであることに留意するとともに、関係市町村長の意見を

十分に聴く。

② 公共職業安定所（ハローワーク）

国と地方公共団体による一体的な取組を引き続き全国的に推進するとともに、「ハローワーク特区」の取組も進め、その成果と課題を検証する。これらの結果等を踏まえ、地方公共団体への権限移譲について検討する。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

（３）（２）以外の事務・権限

一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限のうち、関係府省が移譲できるとする「A－a」事務と全国知事会が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求めている事務（「農地転用に関する事務」、「中小企業やベンチャー企業の支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務」及び「利便性の高い交通体系の構築に関する事務」）の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。後者の事務については、全国知事会が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。

なお、（１）の取組と重なる場合の取扱いについては、今後必要に応じて検討する。

（４）国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化を行う。

（５）財源・人員の取扱いについては、事務・権限の地方公共団体への移譲を円滑に実施するため、以下のとおり進める。

① 財源の取扱い

事務・権限の地方公共団体への移譲及び国から地方公共団体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

② 人員の移管等の取扱い

人員の移管等の取扱いについては、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ検討を進める。

第４ ひも付き補助金の一括交付金化

１ これまでの取組と成果

「地域主権戦略大綱」で示された国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針に沿って、箇所付け等の国の事前関与を廃止するとともに、府省の枠にとらわれず、地方公共団体による自主的な事業選択を可能

とする「地域自主戦略交付金」等を創設した。

平成 23 年度は、投資に係る補助金等について都道府県向け 9 事業を対象とした（5,120 億円（沖縄振興自主戦略交付金を含む））。また、平成 24 年度は、指定都市へ制度を導入するとともに、対象事業を 18 事業に拡大したところである（6,754 億円（沖縄振興一括交付金を含めると総額 8,329 億円））。

2 今後の課題と進め方

平成 25 年度以降の地域自主戦略交付金については、以下に掲げる方向性の下、更なる地方の自由度の拡大、効率的・効果的な財源の活用に向け、同制度の推進を図る。また、各年度の制度の検討に当たっては、地域主権戦略会議などにおいて地方の意見を十分に把握するとともに、地方公共団体の予見可能性を高める観点から、可能な限り早期に地方への情報提供等を行う。

- ・ 総額については、地方の安定的な財政運営や事業の着実な執行に配慮し、今後、対象事業が拡大される場合等を含め、所要額の適切な確保を図る。
- ・ 配分については、地方が実施する継続事業等に十分配慮しつつ客観的指標に基づく配分の拡大を図るなど、制度の運用状況の検証等を行いつつ所要の見直しを行う。
- ・ 執行手続面においては、引き続き事務手続の改善、添付書類の簡素化などについて、関係府省の協力を得ながら進め、国と地方の双方の負担軽減に努める。
- ・ 指定都市以外の市町村への導入については、年度間の変動や地域間の偏在が大きいといった課題等を踏まえつつ、地方の意見を聞きながら、引き続き検討を進める。
- ・ 経常に係る補助金等の一括交付金化については、地方の意見を聞きながら、地方の自由裁量拡大に寄与する観点から、引き続き検討を進める。

第 5 地方税財源の充実確保

1 これまでの取組と成果

社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）において、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、消費税率（国・地方）を平成 26 年 4 月から 8%、平成 27 年 10 月から 10%へ段階的に引上げを行うこととし、税制抜本改革法案を平成 24 年 3 月 30 日に国会へ提出し、同法案は、同年 8 月 10 日に可決成立した。

引上げ分の消費税込（国・地方）については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、引上げ分の消費税込の地方分は、消費税率換算で、平成 26 年 4 月から 0.92%分、平成 27 年 10 月から 1.54%分とした。

この地方分は、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方公共団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図ることとし、0.92%分については地方消費税分を0.7%、消費税の交付税法定率分を0.22%と、1.54%分については地方消費税分を1.2%、消費税の交付税法定率分を0.34%とすることとしている。

なお、現行分の地方消費税を除き、地方分の消費税収については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化することとしている。

また、地方交付税（通常収支分）については、平成22年度において11年ぶりに1.1兆円と大幅に増額した上で、平成23年度及び平成24年度においてそれぞれ前年度に比べて0.5兆円、0.1兆円増額し、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確保した。

さらに、地方公共団体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方公共団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするため、地方税法（昭和25年法律第226号）で定める特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」）を平成24年度に導入した。

2 今後の課題と進め方

平成25年度以降については、引き続き、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくとの基本理念に立ち、次のとおり、平成24年度税制改正大綱及び社会保障・税一体改革の方向性に沿って、地方税財源の充実確保を推進する。

今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す必要がある。

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、社会保障・税一体改革における地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目途に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方公共団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。

地方交付税については、社会保障・税一体改革において社会保障財源の確保の観点から行う消費税の交付税法定率分の充実を着実に実施することをはじめとして、地方公共団体の厳しい財政状況や地方の疲弊が深刻化していることにかんがみ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方税等と併せ地方の安定的な財政運

営に必要となる一般財源総額の適切な確保を図る。

また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。具体的には、地域決定型地方税制特例措置の導入拡大等を図るとともに、地域主権改革の視点を踏まえ、国が地方の税収を一方的に減収せしめる税負担軽減措置等は、可能な限り行わない方向で引き続き見直しを行う。

第6 直轄事業負担金の廃止

1 これまでの取組と成果

直轄事業負担金については、関係大臣の発意に基づき設置された総務省、財務省、農林水産省及び国土交通省の4省の大臣政務官による「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」において、「直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表（素案）」を決定した。具体的には、直轄事業負担金の内訳内容の詳細化や業務取扱費の廃止などの取組を進めるとともに、平成22年度には維持管理に係る負担金制度を廃止（特定の事業に係るものは平成23年度に廃止）したところである。

2 今後の課題と進め方

平成25年度までの間、次のとおり進める。

- ・ 直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。このため、同ワーキングチームにおいて、必要に応じ地方の意見を聞きながら、検討を進める。

第7 地方自治制度の見直し

1 これまでの取組と成果

地域主権改革を進めることにより、自らの暮らす地域の在り方について地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うようにしていくことが重要である。そのためには、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにすることが求められている。

このような基本的な考え方の下で、総務省は、平成22年1月に設置された地方行財政検討会議の議論を踏まえ、平成23年1月に「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」を取りまとめ、地方公共団体の基本構造の在り方や、長と議会の関係の在り方、

住民自治制度の拡充などについて一定の考え方を示した。

その後、平成 23 年 8 月に発足した第 30 次地方制度調査会において、この考え方に基づき総務省が検討してきた地方自治法改正案について審議が重ねられ、同年 12 月に「地方自治法改正案に関する意見」が内閣総理大臣に提出された。この意見を踏まえ、「地方自治法抜本改正についての考え方（平成 22 年）」で示された項目のうち、議会の通年会期制の創設、再議制度の対象の拡大、直接請求制度における署名数要件の緩和や、国等による違法確認訴訟制度の創設などを盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律案」が第 180 回国会に提出され、同法は平成 24 年 8 月 29 日に成立、同年 9 月 5 日に公布された。

現在、第 30 次地方制度調査会において、内閣総理大臣から諮問された「議会のあり方をはじめとする住民自治のあり方」、「我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方」及び「東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方」について順次審議が行われている。

議会の在り方など住民自治の在り方については、平成 23 年 12 月に「地方自治法改正案に関する意見」として取りまとめられ、これを踏まえ上記のとおり地方自治法の一部改正が行われた。

現在、大都市制度の在り方について審議が行われており、平成 24 年 6 月 27 日に開催された第 15 回専門小委員会において「大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点」が取りまとめられた。これを踏まえ、現行の特別区制度、指定都市制度、中核市制度及び特例市制度の見直しのほか、特別区制度の他地域への適用、行政区域を超えた大都市圏域の事務の調整の仕組みや地方の拠点都市と近隣市町村の連携の仕組みなどの新しい大都市制度の在り方について、議論が行われている。

基礎自治体の担うべき役割や行政体制の在り方については、大都市制度の在り方に関する審議に引き続き審議が行われる予定である。

なお、第 180 回国会において 7 会派により共同提出された「大都市地域における特別区の設置に関する法律案」が平成 24 年 8 月 29 日に成立し、同年 9 月 5 日に公布されたことを踏まえ、同法の適切な運用を図っていくこととしている。

2 今後の課題と進め方

現在地方制度調査会で議論が行われている事項について、同調査会の議論を踏まえ、総務省において検討を進めるとともに、監査制度・財務会計制度の見直しなど「地方自治法抜本改正についての考え方（平成 22 年）」及び「地方自治法改正案に関する意見」において引き続き検討することとされた事項について、必要に応じて地方行財政検討会議も活用しつつ、総務省において検討を進め、成案が得られた事項から順次国会に提出することとする。

第 8 自治体間連携等（道州制を含む）

1 基本的考え方

国のかたちについては、先に述べたとおり、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国と地方が協働してつくっていく。

まずは、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方に基づいて、基礎自治体を中心として、地域のことは地域に住む住民自らが責任を持って決めるという姿を実現していく。その際、広域自治体の在り方については、地域の自主的判断を尊重しつつ、自治体間連携等が自発的に形成されていくことが重要である。

産業振興や環境規制、交通基盤整備等の都道府県の区域を越える広域行政課題については、都道府県の区域を越える広域の圏域での連携も重要である。これにより、圏域の諸課題に主体的かつ自立的に対応できるようになり、内外との競争と連携を一層強めることも期待される。

現在、具体的な動きとして、関西広域連合が設立されたほか、九州や四国、さらには中国といった各地域からも出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲が求められている。

2 今後の課題と進め方

国としては、市町村や都道府県相互の自発的な連携や広域連合等の具体的な取組が生まれてきたことも踏まえ、引き続き、地域主権改革を推進する中で、こうした連携等の形成に対する支援の在り方を検討していく。

なお、「いわゆる「道州制」」については、様々な議論がなされている中で、地方や関係各界との幅広い意見交換も行いつつ、地域の自主的判断を尊重しながら、その検討も射程に入れていく。

第9 緑の分権改革の推進（地域主権型社会を支える地域活性化の取組の推進）

1 これまでの取組と成果

地域資源を最大限活用し、それぞれの地域において富を生み出すという考え方に基づいて活力ある地域をつくり、中央集権型の社会構造を分散自立型としていくことを通じて、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築」を目指す「緑の分権改革」の取組については、これまでに220超の団体において、再生可能エネルギー資源の賦存量調査や地域資源を用いた事業化のためのモデル実証調査等を実施した。これらの調査の成果の活用などにより、改革に取り組む団体数が順調に増加している。

さらに、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方における定住の受皿を形成するために、定住自立圏構想を推進してきた結果、70の定住自立圏が形成されるなど着実に取組が進んでいる。また、過疎地域について、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生するとの観点からその実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだ事業が実施できるようハード事業に加え、ソフト事業に対する支援を行ってきた。また、自治体クラウドの実証事業等を進め、地域主権型社会の構築を支える電子自治体を推進している。

2 今後の課題と進め方

日本再生を力強く進めていくため、日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)では、社会の多様な主体が、能力や資源を最大限に発揮し、創造的結合によって新たな価値を共に創る「共創の国」を目指している。その取組方向の柱として、人をはじめとする様々な資源が中央から地方に向かう流れを作り、地域で個人、企業、地方公共団体など様々な主体が新しい成長の豊かさを共に創る「地域化」を掲げ、「緑の分権改革」をはじめとする自立的な地域づくりの基調を推進している。今後は、これまでの実証調査結果等を踏まえた事業化モデルを全国的に展開し、地域からの日本再生の実現につなげていく。

事業化モデルの全国的な展開に向けては、地方公共団体をはじめ産業界や地域金融機関等の連携の基盤の構築、大学との連携等による地域の人材力の向上等の総合的な支援を行い、各地域における取組の事業化の推進を図り、意欲ある地域の多様な成功事例を全国各地に創出し、地域そして我が国全体の活性化の突破口とする。

さらに、定住自立圏構想の取組を一層充実し、圏域全体で必要な生活機能の確保を図るほか、実効性のある集落対策及び過疎対策により条件不利地域の自立促進を図ることなどを通じて、地域の自給力と創富力を高めていく取組を引き続き支援するとともに、地域主権型社会にふさわしい、効率的で災害に強い電子自治体の実現を図る。